

沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

## 定期検査の助成について

- 沖縄県ではB型、C型肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方に対して、**定期検査費用助成**を行っております。
- 申請する前に、ご自身が検査費用助成の対象者に該当するか必ず確認してください。

### ●検査費用請求の一般的な流れ



※助成額は、助成対象費用の自己負担分として、申請者が医療機関に支払った費用です。  
 ※助成方法は償還払い(医療機関でいったん支払い、その後申請者の口座へ振り込まれます。)

### ●定期検査費用助成(助成回数 年度2回まで)

<p><b>対象者</b></p>	<p>以下の<b>すべて</b>に当てはまる方</p> <p>①沖縄県内に住所を有している方</p> <p>②陽性者のフォローアップに同意した方</p> <p>③医療保険各法の規定による被保険者、又は、被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者</p> <p>④肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察を含む)</p> <p>⑤住民税非課税世帯に属する者、又は世帯全員の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方</p> <p>⑥陽性者のフォローアップに同意した方</p> <p>⑦沖縄県肝炎治療促進事業の受給者証の交付を受けていない方</p>	<p>無症候キャリアの方は <b>対象外</b>となります。</p>
<p><b>申請書類</b></p>	<p><input type="checkbox"/>①肝炎検査費用請求書(様式4-4)</p> <p><input type="checkbox"/>②医療機関の領収書(原本)</p> <p><input type="checkbox"/>③診療明細書(原本)</p> <p><input type="checkbox"/>④振込口座が確認できる書類(写し)・債権者登録申請書(保健所にて記載)  <small>※県の財務会計システムに登録されていない場合に必要(初回精密検査を申請した方は提出不要)</small></p> <p><input type="checkbox"/>⑤印鑑</p> <p><input type="checkbox"/>⑥世帯全員の住民票の写し</p> <p><input type="checkbox"/>⑦世帯全員の市町村民税の課税年額を証明する書類(住民税非課税証明書を含む)</p> <p><input type="checkbox"/>⑧医師の診断書(様式5)⇒以前に提出し、病態に変わりが無ければ省略可</p> <p><input type="checkbox"/>⑨参加同意書(様式2)(写し)⇒初回精密検査を申請した方は提出不要</p>	

自己負担額 (1回につき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非課税世帯の方 ⇒ 自己負担なし</li> <li>●課税世帯で慢性肝炎の方 ⇒ 1回につき、2,000円</li> <li>●課税世帯で肝硬変・肝がんの方 ⇒ 1回につき、3,000円</li> </ul>		
対象となる費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として知事が認めた額。ただし医師が真に必要と判断したものに限る。</li> </ul>		
	検査項目	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
	血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
	出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
	血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 $\gamma$ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD)	
	腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
	肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
	微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
	超音波検査	断層撮影法(胸腹部)	
	<p>※定期検査において、肝硬変・肝がん(治療後の経過観察を含む)の場合は、超音波検査にかえて、CT撮影又はMRI撮影を対象とすることができます。またいずれの場合も造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も助成対象となります。</p>		
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検査費用の助成を受けるには、<b>フォローアップへの同意</b>が必要です。</li> <li>●診断書の様式等は、必ず<b>県が指定する様式を使用</b>してください。☑</li> <li>●申請書類である領収書及び診療明細書は<b>必ず発行</b>してもらってください。</li> <li>●診断書等の申請書類には費用がかかることもありますが、その費用は<b>自己負担</b>となります。</li> <li>●検査費用の助成額より申請書類にかかる費用の方が大きくなることもありますのでご注意ください。</li> </ul>		
申請窓口	<p>沖縄県宮古保健所 健康推進班 肝炎担当  〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根476番地  電話:0980-73-5074  平日(土日祝除く) 8:30-12:00/13:00-17:00  ※担当が不在の場合がありますので、来所する際は1度お電話ください。</p>		